

令和 8 年

市議会 6 月定例会議案

(追加分)

知立市

令和 8 年市議会 6 月定例会議案（追加分）

所 管	番 号	案 件
土 木	報告第 8 号	専決処分の報告について（道路事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

道路事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第 3 号）

（専決処分書別紙）

令和 8 年 6 月 25 日提出

知立市長 石 川 智 子

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

道路事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金66,187円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 令和8年3月31日（火）午後3時00分頃
 - (2) 発生場所 知立市鳥居三丁目3番2地先 市道上
 - (3) 経 過 相手方が、市道鳥居3号線を自動車で東進していたところ、道路中央部付近のアスファルト舗装が剥がれ、右前輪付近の車体底部に接触し、これを損傷させたもの。
- 3 相手方の損害の程度 車両（トヨタ ノア）の車体底部の損傷
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和8年6月17日

知立市長 石 川 智 子

